

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築住宅課

不利益処分の内容	特定公共賃貸住宅入居決定の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例第 1 1 条第 3 項、第 3 0 条第 1 項
根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例第 1 1 条、第 3 0 条
参考事項	
設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 平成 2 6 年 2 月 2 5 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例 (住宅入居の手続)</p> <p>第 1 1 条 入居決定者は、決定の通知を受けた日から 1 0 日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第 1 8 条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、入居決定者が前 2 項に規定する期間内に第 1 項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</p>
	<p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第 3 0 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 家賃又は入居者負担額を 3 月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 故意又は過失により特定公共賃貸住宅を損傷したとき。</p> <p>(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>(5) 正当な理由によらないで 1 5 日以上特定公共賃貸住宅を使用しないとき。</p> <p>(6) 第 1 9 条から第 2 6 条までの規定に違反したとき。</p>